

更新推奨年 15年

SCとは

SCを受電点（キュービクル内）に設置することにより電力会社から届く電気の流れを改善し、電力の無駄を省くことができます。力率が100%の場合、電力会社から基本料金の15%割引を受けることができます。

※力率が85%より下がった場合、基本料金は割増されます。



SC

例) 100kWの契約電力でSCを設置し、

力率が100%の場合の割引金額

(電力会社の基本料金を2,000円/kWと仮定)

毎月の値引き金額 = $100\text{kW} \times (1 - (1 - 0.15)) \times 2,000\text{円/kW}$

= 30,000円/月

○基本料金の割引割増例

力率	100%→15%引き	97%→12%引き	⋮
	99%→14%引き	96%→11%引き	85%→0%
	98%→13%引き	⋮	84%→1%増し

上記の場合、SCが設置されている事により毎月の基本料金について割引を受けることが出来ますが、SCが劣化し性能が不十分となった場合は、力率が低下するため、この割引を受けることができません。また、経年劣化により漏電等が発生すると停電事故の原因にもなります。

SRとは

SCに接続し投入電流及び高調波電流の電力側への流出を抑制しSCを保護するために設置します。

※高圧受変電設備規程及び内線規程では、SRの設置は義務化されています。

更新推奨年 15年



SR

SC・SR更新のお願い

SC・SRの寿命は環境により異なりますが、更新推奨年は15年です。経年劣化すると油漏れの発生や内部短絡によりケースが破裂し、事故にいたる場合があります。また、機能が低下し本来の役割を果たさなくなります。計画的に更新をお願いします。



事故で飛散したコンデンサ部品

PCB問題について

(1)高濃度PCB

1953年から1972年に国内で製造されたSCには、絶縁油に高濃度のPCBが使用されているものがあります。PCB特別措置法に基づき事業者で処分が必要になります。処分期限は地域により異なりますので、各地域の期限までに処分が必要です。

(2)低濃度PCB

国内で製造されたSCは低濃度PCBを含有している可能性があります。検査の結果PCBが含有されていた場合は、PCB特別措置法に基づき事業者で処分が必要になります。

※検査から処分まで時間を要しますので、早期の更新対応をお願いします。